1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">公園内行為の許可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">那覇市公園条例　第３条第１項
那覇市公園条例施行規則第２条　第６条　第７条</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査基準</td><td colspan="4">■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)
別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>審査基準設定年月日</td><td>昭和45年4月11日
(那覇市公園条例制定日)</td><td>審査基準最終変更年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td></tr>
<tr><td>標準処理期間</td><td colspan="4">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
期間(　４日　)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>標準処理期間設定年月日</td><td>昭和45年7月1日
(那覇市公園条例施行規則制定日)</td><td>標準処理期間最終変更年月日</td><td colspan="2">令和６年４月１日</td></tr>
<tr><td>所管部署</td><td colspan="4">都市みらい部　公園管理課</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

注　審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

那覇市公園条例　第３条第１項及び第４項

(行為の制限)

第3条　公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)　行商、出店、その他これらに類する行為をすること。

(2)　撮影、録音その他これらに類する行為を業として行うこと。

(3)　興行を行うこと。

(4)　運動会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため公園(有料公園施設(市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるものをいう。以下同じ。)を除く。)の全部又は一部を独占して利用すること。

(5)　その他市長が必要と認めること。

4　市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り同項又は前項の許可を与えることができる。ただし、次の各号の一に該当するときは第1項の許可をすることができない。

(1)　伝染性の疾患があると認める者

(2)　他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者

(3)　他人に不快の感情を与えるような奇異又は不潔の容相をした者

(4)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下同じ。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5)　公益を害するおそれがあると認めるとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。